

知的障害

おおむね18歳までの発達期に知的な能力の遅れがあらわれ、日常生活や社会生活への適応のしにくさがあります。障害の状況は軽度から重度まで様々で、1人で行動できる人もいれば、支援者の同行が必要な人もいます。

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している状態を重症心身障害といいます。

※ 知的障害に関する相談

北部・南部発達相談支援センター（アーチル）など………P.32～参照

必要な配慮等

- 難しい言葉ではなく、簡単な言葉で短く説明する。
- 絵や写真、実物などを見せて話をすると状況を理解しやすい。
- 本人が理解しているか、確認しながら話をすすめる。
- 文章の読み書きができる人でも、分かりやすい表現で、簡潔にし、漢字にはふりがな（ルビ）を付ける。
- 言葉での意思表示が難しい場合には、コミュニケーションボードなどを活用し、意思を確認する。

事例など

◆ 生活に必要な手続きに行ったが、パンフレットは漢字が多く、分からない言葉ばかりで、説明もしてくれず、手続きできなかった。

必要な配慮

ルビ付きの資料で本人に分かりやすく説明し、手続きの方法を丁寧に伝える配慮が必要です。

